

宮城県自然環境保全審議会（平成21年9月3日開催）

次 第

1 開 会

2 あいさつ

（1）宮城県環境生活部長 今野 純一

（2）宮城県自然環境保全審議会会長 澤本正樹

3 議 題

（1）県指定一桧山鳥獣保護区の指定について

（2）県指定一桧山鳥獣保護区一桧山特別保護地区の指定について

4 報告事項

（1）蔵王国定公園の公園計画の変更(点検)について

（2）自然環境保全審議会温泉部会に係る処分状況について

5 その他

〔資料〕

- ・ 県指定一桧山鳥獣保護区の指定について（資料1）
- ・ 県指定一桧山鳥獣保護区一桧山特別保護地区の指定について（資料2）
- ・ 蔵王国定公園の公園計画の変更（点検）について（資料3）
- ・ 自然環境保全審議会温泉部会に係る処分状況について（資料4）

議事要旨

事務局が、開会を宣言した。

出席者（23人中、14人が出席）が過半数を満たしていることから、審議会が有効に成立していることが報告された。

今野部長のあいさつ、続いて澤本会長のあいさつが行われた。

審議会における公開・非公開について、議題である「県指定一桧山鳥獣保護区の指定」及び「県指定一桧山鳥獣保護区一桧山特別保護地区の指定」については、公開とし、温泉部会からの報告については、非公開となることが報告された。

配布資料の確認後、自然環境保全審議会条例第6条第1項の規定により、澤本会長が議事進行を行った。

【 議 事 】

澤本会長	<p>議事に入る。</p> <p>「県指定一桧山鳥獣保護区の指定」及び「県指定一桧山鳥獣保護区一桧山特別保護地区の指定」の2題だが、指定箇所が同一であることから一括して審議したいと思う。</p> <p>最初に事務局から鳥獣保護区と鳥獣保護区特別保護地区の制限等相違点などを説明してもらい、次に、審議内容について説明してほしい。</p>
事務局	<p>鳥獣保護区と鳥獣保護区特別保護地区の相違点を資料により説明。諮問事項について、資料1、2に基づき説明。</p>
澤本会長	<p>事務局の説明内容等について、質問、意見を願う。</p>
佐藤委員	<p>今回の指定に際し、利害関係者である農協などの皆さん全員が了解しているので、私も問題なく賛成したいと思う。</p>
内藤委員	<p>この件に関しては、私も賛成である。ただ、資料の保護地区指定計画書の4-(1)-ウの「植物相の概要」の中で、「スギ、カラマツ、アカマツ、ブナ等が広がっている」との記載があるが、スギ、カラマツ、アカマツの区域は植林によるものと思われるので、植物相の豊かなという表現はいかがかと思う。</p> <p>また、同「(2)生息する鳥獣類」の項の 印は、この地域で一般的に見られる鳥獣となっているが、この地域でアカネズミは森林に入るとよく見かけると思うが、 印が付いていない。内容を再確認されてはどうか。</p> <p>なお、特別保護地区の指定計画書の同項目についても同様の表現なので併せて検討をお願いしたい。</p>
嶋崎委員	<p>冒頭、鳥獣保護区と特別保護地区の規制等について説明があったが、鳥獣保護区と特別保護地区の指定計画書の4-(2)の「生息する鳥獣類」が、どちらも同じ表現となっている。指定理由の中身に齟齬を来たすのではないかと感じた。本来、鳥獣保護区と特別保護地区は生息する鳥獣等によりに差異があるものと理解していたため疑問が生じた。</p> <p>また、特別保護地区の地図を拝見する限り、指定区域の真ん中に県道が介在しているが、区域を分断する施設がある場合、特別保護地区の一体化が難しいものと思われる。</p>
澤本会長	<p>事務局に説明いただくが、嶋崎委員の特別保護地区内に県道が介在するとの理由は、現在の鳥獣保護区の区域を拡大して指定するためか。</p>
事務局	<p>会長お話のとおりである。特別保護地区の指定は鳥獣保護区の区域内にあって、</p>

特に必要な区域を指定するため、現状の保護区は拡大が必須となる。

今回の特別保護地区の指定は、県道を挟んで別々の区域で指定することも考えられるが、当該県道は自然地形を考慮し切り盛りが少ない道路構造となっていて、規格が低く幅員 2 ~ 3 m の単線で、交通は車線が狭いので、一方が待避所で待つ形の交互通行であり、交通量も少なく一般的な山道であることから、特別保護地区を分断する施設と見るよりも、一体的な地区と判断するに至った。また、概要でも説明したが、同区域の県自然環境保全地域も県道を含んだ状態で特別地区に指定している。

なお、この県道は、一昨年国道 108 号が鳴子ダム付近で土砂崩れが発生した際に、迂回路となった県道である。そういう意味では迂回路として重要な県道であるため、ある意味、矛盾するかも知れないが、ここの区域も含めて鳥獣保護区と特別保護地区にしたいと思っている。

澤本会長

そのほかの質問についてはどうか。

事務局

鳥獣保護区と特別保護地区の指定計画書の動物相の件については、今回の指定は鳥獣保護区の拡大とその拡大する区域も含めて、特に大型獣類の保護、繁殖に必要な区域を特別保護地区を指定するものであるため、動物相については同一と認識している。

澤本会長

それでは、そういう事情が分かる説明文にしてほしいと思う。

高橋委員

特別保護地区内の案内板等の設置計画について、指定計画書を見ると案内板が 1 本、特別保護地区用制札が 7 本となっている、県民の皆さんに分かりやすくするため、本数等を増やしてほしいと思うがどうか。

事務局

案内板は地図を含めた大きなもので、制札は区域が確認できるようにポイント間が見通せるような箇所に設置する 40cm 四方の表示板である。

今回の設置計画は、現地調査を実施して計画している。計画では、案内板を現在地や全体区域を理解していただくため、一般の方々の目にとまりやすい場所に設置し、制札を区域内外の線が分かるような場所に設置することにしている。したがって、現計画で一般の皆様が十分理解できると思う。

高橋委員

分かりました。

きくち委員

先ほどの説明で、鳥獣保護区と特別保護地区という内容の違いは分かった。その中で聞きたいのは、先ほどの質問でもあったが、生息する鳥獣名が同じという話があった。もちろんその地域で、大型獣も鳥類も生活するわけだから、一体なのは分かったが、この特別保護地区 154ha については、大型獣が生息して概ね移動する区域を特別保護地区として指定する区域としたのか、それでなければどんな根拠か。

事務局

当然、対象の大型獣が十分自然豊かに生息できる範囲だということもあるが、154ha にした理由は、先ほどもお話したが、ここは県自然環境保全地域に指定されていて、その面積が 154ha になっている。県自然環境保全地域と鳥獣保護区特別保護地区を一体に指定することで、さらに鳥獣や自然を保護していくため二つの網を掛けるというイメージで、特別保護地区を指定したいということである。

澤本会長

特別保護地区の区域の森林は、すべて県有林の所管であると聞いたが、今説明

された鳥獣や自然を保護するための区域とすれば、先ほどの意見と重なるが、植物相の質問で出たスギ、カラマツ、アカマツについては、今後は、あくまでも自然にということで理解してよいか。

事務局 スギ、カラマツ、アカマツの人工林については、経済林としての部分もあるので、一概に自然淘汰ということにはならないが、それ以外の区域については、今後、皆伐を実施するなどといったことは、県有林担当課から聞いていない。

澤本会長 分かった。それでは意見をまとめる。
基本的に反対という意見はないので、皆さん了承することとしてよろしいか。

各委員 異議無し。

澤本会長 それでは、県指定一桧山鳥獣保護区の指定及び県指定一桧山鳥獣保護区一桧山特別保護地区の指定については了承することとして、知事に答申する。
また、委員から意見があった計画書の表現については、それぞれ専門の先生方に確認してほしい。
以上。

澤本会長 それでは、報告事項に移る。
資料3になるが、蔵王国定公園の公園計画の変更について事務局からの説明をお願いします。

事務局 蔵王国定公園の公園計画の変更（点検）について、資料3に基づき説明。

澤本会長 何か質問はないか。

内藤委員 歩道噴気孔線は、図面では刈田の頂上から大黒天に降りる通路のことか。2つ線があって、1-5と1-6の両方ともなくなってしまうことか。
13頁の芝草平植生復元施設についての で、コモを使うとのことだが、尾瀬では下から藁等を持って来てはだめであり、現場にある枯れ草等を採取しそれを材料に復元しているようだ。下から持っていくといろんなものが入るので、その点に気をつけてほしい。

大森課長 （1つ目の歩道噴気孔線について）公園計画から削除するのは1-5の方です。これは実質的には消滅している。

小幡課長 （2つ目の芝草平植生復元施設について）内藤委員のお話のとおり、できるだけ外から持ち込まないことが大事だと考えている。コモは下から持って行くが、なるべく外から持ち込まないように、ササ、枯れ葉等を使っている。なお、指摘の件は注意したい。

平吹委員 内藤委員の話の続きになるかもしれないが、今回新たに提案があった登山道股窪線と芝草平の植生復元施設に関して確認したい。近年、観光課では南蔵王縦走路の整備を実施したが、「大変素晴らしく、しっかりした環境配慮がされている。」との評価をいろいろの方から聞いている。今回、2つの計画を具体的に進めていくに当たっても 種々注意しなければならないことが出てくると予想されるが、従来のように今後遺漏のなく進めていただくということでよろしいか。

大森課長 （股窪線について）登山道の整備については、十分に周辺的环境に配慮しながら、

皆さんの理解を得られるように注意して進めていきたい。

小幡課長

(芝草平植生復元施設について)芝草平についても同様である。既に計画にない中で事業を進めているところであり、木道を作ってかなり植生への踏み込みがなくなってきた。これからも良くなると思われる。今後とも、委員の方々の意見を聴きながら進めていきたい。

澤本会長

私もだいぶ前に芝草平に行ったことがあるが、その頃はかなりひどいもので、河北新報にも載り、審議会でも何とかしなければいけないと意見を言った経緯がある。大変良い歩道を作っていただいた。歩くにはもちろん自然の道がいいのだが、やはり自然を守っていくためにはこういう設備も重要であると思うので、管理の方も今後も続けていただきたい。

嶋崎委員

蔵王国定公園計画の見直しは、現在、私どもの上局である東北森林管理局と調整中である。私ども現場の責任者としては、いずれ調整が整いしだい、施設整備計画に基づき整備がなされると思うが、股窪線のような新しい施設等の整備については、資料にもあるとおり公園の適正管理及び利用の推進を図るという観点から、管理主体を明確にさせていただくことが重要と考えている。具体的には国有林野の借り受け等の手続きを踏まえて実施いただきたい。

澤本会長

ほかに発言はないか。これは報告なので、各委員の意見を参考にして進めていただきたい。

澤本会長

次に自然環境保全審議会温泉部会に係る処分状況について、事務局から説明願う。

事務局

資料4に基づき説明。

以上